

スプリンクラー免除部分について - 西日本防災システム

皆様からご質問を頂戴する中で特に多い内容が”スプリンクラーが付いている場所と付いていない場所があるが、なぜだ？”です。そこで簡単に説明致します。

消防法施行規則第13条に以下のように記されています。

スプリンクラーヘッドの設置を免除する部分としては

1. 浴室、便所その他これらに類する場所
2. 通信機器室、電子計算機器室、電子顕微鏡室その他これらに類する室
3. エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室
4. 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所
5. エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分
6. 直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所
7. 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室
8. レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

消防法施行規則第13条 <http://www.nbs119.co.jp/sankou.html#kisoku13/1>

これらの部分にはヘッドの設置は免除されます。ヘッドを”つけない部分”ではなく設置が”免除”される部分です。つまり、「全ての部分に設置は必要だが、特に様々な支障が想像される部分については”免除”します」という意味で、免除された部分に対しては必ず代替の設備が必要となります。

通常は補助散水栓の設置となります。あくまでも免除部分ですので、火災発生の恐れのない場所ではなく、設置が可能な場合は設置するほうが良いですね。トイレは免除部分ですが、大きな施設のトイレでの放火事例が多くなったため、最近の新築ではトイレもスプリンクラーを設置するよう指導される場合が多いです。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

